

麻生家文書資料紹介(その四) : 「坑夫取締日誌」 (I)

今野, 孝
麻生セメント本社社史資料室

<https://doi.org/10.15017/13662>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 9, pp.82-87, 1977-12-04. エネルギー史研究会
バージョン :
権利関係 :

麻生家文書資料紹介（その四）

「坑夫取締日誌」（一）

今野孝

麻生家文書の中には関係各炭坑の日誌類が多数含まれている。それらの形式や内容はさまざまであるが、「職工日誌」「大工事業日誌」「坑夫操込日誌」「坑内日誌」等々の名称でそれぞれの担当部署で書きつづられたこれらの日誌類は、各炭坑の日々の貴重な記録であると同時に当時の炭坑の状況をいきいきと伝えているものも少なくない。

これらの日誌類の存在状況については現在刊行されている『九州石炭産業史資料目録』（西日本文化協会）を参照されたいが、今回紹介するのはそういった日誌の一つ、芳雄炭坑の「坑夫取締日誌」である。

この日誌は同坑「開坑部」にあつたものらしいが、坑夫取締役・人繰・函繰・小頭の各職務に関する事項が記録されている。しかし我々が特に目をひかれるものは、この日誌に記載されている志願・借入金・けんか・逃走・バクチ・退坑等々坑夫の生活に関する記述ではないだろうか。そこでは折々の事件に関する坑夫管理者の記述をおおして、当時の坑夫の生活の一端をうかがうことができるのである。

この日誌は明治三十一年八月二日から三十二年一月六日の分まで記載されている。表紙に第三号とあり、このほかにも存在することが予想されるが、これまでに確認されているのはこの一冊だけである。

なお、麻生家文書に関しては、いまだに基本的な整理作業の段階にあり、これらの資料にもとづいて芳雄炭坑についての適確な解説をなすことができないのは遺憾であるが、ここでは一応、高野江基太郎著『筑豊炭礦誌』の芳雄炭坑および上三緒炭坑の項（明治三十年十月現

状）を参照していただきたい。

資料の記載にあたり便宜上漢字は新字体があるものはこれを用い、変体仮名は原則として片仮名に直した。また資料中で訂正削除されているものは原資料の方法にならい、誤字脱字は右横にただした。句読点は加えていないが並列点を加えた。なお文中「ヒトグリ」「ハコグリ」等は「人繰」「函繰」が正しいが、ほとんど「操」または「操」と書かれているので、これは訂正して「繰」とした。

〔資料〕

明治三十一年八月改
坑夫取締日誌
第三号 芳雄坑
(24×17cm)

八月二日

全日ハ旧六月十五日ニ相当各取締共休ミ
午后九時頃坂本吉太郎同宿ノ坑夫坂口□□吉ナル者トハツヨ・古沢むメ長女トラ右三人逃走セシ旨通知来ルニヨリ早速三人坑夫引ツレ下三緒ト栢ノ森ノ間ニテ取押ヘ伝レ帰リ開坑部ニテ尋問セシ処其答事実ナルヲ見込再度取調セシ処三人ニテ咄合ノ上逃走セシトシタリト云フ故

右三名ヲ坑夫秋枝五郎吉外四名ノ者引受ケ将来ヲ申渡シ当人ニ預ケ片付タリ此時退坑時間十二時三十分ナリ[㊤]

八月三日

一 宮柱人繰ハ午前四時出勤ス

一 栗崎・武井・瓜生ノ三小頭ハ六時出勤即時入坑ス[㊤]

八月四日 晴天

一 栗崎・武井・瓜生ノ各頭梁ハ午前五時三十分出勤入坑

一 宮柱人繰・平野三時四拾分出勤ス即時入坑

一 野中取締役ハ七時出勤ス[㊤]

八月五日 晴天

一 栗崎・武井・瓜生各小頭ハ后前第五時出勤同時入坑ス

一 平野函繰ハ五時四十五分ニ入坑

一 宮柱人繰ハ后前第四時出勤繰込ヲナス

一 野中取締役ハ午前第六時出勤ス

一 全日午前九時坑所巡視異事ナシ

一 全日午前八時事む長巡視当部ニ立寄ラレ事務万事談話アル九時退部有ル

一 嘉穂郡碓井村大字下西ノ郷頼金次太郎・広島県加茂郡高屋村中丑

秀太郎・全人妻ヲシナル者坑夫志願ス品貝買入金四円ト弍円ノ手読^(塊)

キヲナス保証人ハ頼金藤太郎[㊤]

八月五日

一 午前第十時事務長坑所巡視ノ節当部ニ立寄り事務談話有ル

一 栗崎・武井・瓜生各小頭午前第五時出勤入坑ス

一 宮柱人繰午前四時出勤ス

一 野中取締役ハ午前六時出勤ス

一 福沢取締役ハ八月二日分五日迄親看病ノ為メ欠勤ス[㊤]

八月六日 晴天

一 宮柱人繰ハ昨夜事務長カ何者カ西洋傘一本ヲ持チテ坑所ヲ通坑スル故注意ナシ呉トノ事ニ付午后十時三十分頃ハ十二時頃迄夜警ナセシナリ

一 栗崎・武井・瓜生ノ各小頭ハ午前五時二十五分出勤入坑

一 宮柱人繰ハ午前第五時繰込ヲナス

一 平野函繰ハ五時三十分出勤入坑

一 福沢取締役ハ午前第四時三十分出勤ス[㊤]

八月七日

一 栗崎・武井・瓜生各小頭ハ午前第五時出勤入坑ス

一 平野人繰ハ五時四十分出勤入坑

一 宮柱人繰ハ午前五時入坑ス

一 福沢取締役ハ午前第四時二十分出勤ス[㊤]

八月八日

一 栗崎・武井・瓜生各小頭ハ午前第五時三十分出勤ス

一 福沢取締役ハ午前五時出勤ス

一 宮柱人繰ハ午前第四時出勤ス[㊤]

八月九日 午后四時分五時三十分迄雨

一 栗崎・武井・瓜生各小頭ハ午前第五時出勤入坑ス

一 平野函繰ハ午前第四時出勤ス

一 宮柱人繰ハ午前第四時出勤繰込ヲナス

一 福沢取締役ハ午前四時出勤坑所巡視ヲナス

一 野中部長ハ午后五時三十分出勤ス

一 全日午后十時三島宅ニテ宮原ト坂口ト口論起テ將ニ喧嘩トナラシスルヲ抑止メ他人ニ任セ帰宅ナシタリ此時十二時五十分 宮柱

一 午後六時桑野密右衛門カ病氣ノ為メ借リ金ノ相談ニ参リタリ依テ

事実ヲ取調ベ野中外取締役等協議ノ上相当ノ手読^(塊)キヲナスニ決定シ

タリ全時退坑ス[㊤]

八月十日 晴天

- 一 平野函線ハ五時四十分入坑ス
- 一 栗崎・武井・瓜生各小頭ハ五時三十分出勤入坑ス
- 一 宮柱人繰ハ午前第四時出勤ス
- 一 福沢取締ハ四時三十分出勤坑所巡視ス
- 一 野中取締ハ午前第七時出勤ナス
- 一 野中八月五日午后四時平恒炭坑松尾・渡辺両氏平恒炭坑前大頭梁納屋頭領等間違ヒ大事ニ至ラント之ヲ故中裁ニ出張候処九日午后一時帰坑ナス
- 一 坑夫坂田惣平及妻ナカ・松本峰吉・全喜之平・梅永清四郎・山田次助・小勝負作太郎・全日役松次右八人ノ志願ヲナス現籍ハ本帳ニ記載ナシタルヲ以テ爰ニ記入セズ

右㊸

八月十一日 晴天ナルニ午后五時頃ハ雨天トナル

- 一 瓜生・栗崎・武井・各小頭午前第五時三十分出勤入坑ナス平野函線ハ午前第五時入坑ス
- 一 宮柱人繰ハ午前第三時繰込ヲナス
- 一 福沢取締ハ午前第五時出勤ナス
- 一 野中取締ハ午前第六時式十分出勤ス
- 一 花岡与市郎全人妻イエ坑夫志願候也

右㊸

八月十二日

- 一 栗崎・瓜生・武井ノ各小頭ハ五時式十分出勤入坑ス
- 一 平野函線ハ五時三十分入坑ス
- 一 宮柱人繰ハ午前第三時繰込ヲナス
- 一 福沢取締ハ午前第四時式十分出勤ス

野中取締ハ午前第六時三十分出勤ナス

一 木部武十・末広幸吉坑夫志願ス

一 坑外日役金登松四郎全人妻タカノ二人志願ナス

右㊸

八月十三日

- 一 瓜生・栗崎・武井ノ各小頭ハ午前第五時三十分出勤入坑ナス
- 一 宮柱人繰ハ午前第三時繰込ナス
- 一 福沢取締ハ午前第五時出勤巡視ナス
- 一 宮柱人繰ハ十二日午后九時取締トシテ巡視ナス
- 一 野中取締ハ午前第六時五十分出勤ナス
- 一 野中取締十二日午后九時納家巡視ナス
- 一 野中午前第十時四十分来客アリ自宅

右㊸

八月十四日

- 一 栗崎・瓜生・武井ノ各小頭ハ午前第五時式十分出勤入坑ス
- 一 平野函線ハ午前第五時出勤入坑ス
- 一 宮柱人繰ハ午前第四時三十分出勤ス
- 一 福沢取締ハ午前第四時出勤坑所巡視ス
- 一 野中取締ハ午前第六時出勤巡視ス
- 一 野中十三日午后十時坑所巡視ナス

右㊸

八月十五日

- 一 栗崎・瓜生・武井ノ各小頭ハ午前第五時参十分出頭全時出坑ス
- 一 平野函線同人ハ午前第五時三十分出勤ス
- 一 宮柱人繰ハ午前第四時出勤繰込ヲナス
- 一 福沢取締ハ午前第三時式十分出勤ス
- 一 野中取締ハ午前第六時出勤ナス

- 一 佐良喜代吉全人家内カツ坑夫志願ヲナス
- 一 宮柱取締トシテ午后九時納家巡視ナス
- 一 野中取締午后九時坑所巡視異事ナシ[㊦]
- 一 八月十六日
- 一 計算日ニ付小頭函繰始メ坑夫等入坑ナシ
- 一 野中取締午前第七時出勤ナス
- 一 宮柱人繰及ヒ福沢取締ハ午前六時出勤坑所巡視ノ上盆前充分稼呉レル様申渡タリ
- 右[㊦]

八月十七日 晴天

- 一 栗崎・武井・瓜生ノ各小頭ハ午前五時四十分入坑ス
- 一 平野函繰ハ午前第五時三十分出勤ス
- 一 福沢取締ハ午前第五時出勤ス
- 一 宮柱人繰ハ午前第三時四十分出勤ス
- 一 野中取締ハ午前第六時出勤坑夫雇入ノ為メ忠限坑ニ出張ナス
- 一 松岡喜右衛門・田中久吉・篠崎弥作・全人□シマ右四人志願ス
- 一 三角伊七・吉原九郎・半七・明鎮市助・明鎮作兵ヘ右五人ノ者明鎮市助宅ニテ博突取級ヒタルヲ巡査ニ見止メラレ将ニインテセントナス^(視) 処宮柱人繰福沢種々断リヲ申立テ此度一度取締中ニ任セ以後訖度改心ナシ慎ムト云フコニナリ片付キタリ
- 一 全時村上倉吉・田中次作外一人ノ者モ博突取扱中巡査ニ見付ラレ右ノ手段ニ及バントスルヲ種々手教ヲナシ全人等ハ警察ニ不参開坑部ニテ取締中々充文ノ説諭ヲナシ以後改心ノコトニテ片付ケタリ
- 一 但シ前件ノ片付キタル為メ次件ハ巡査ニ取締より委任ヲ願ヒタル議ニ候此時一時三十分退坑ス
- 右[㊦]

八月十八日

- 一 栗崎・瓜生・武井各小頭ハ五時三十分入坑ス
- 一 平野函繰ハ午前第四時三十分入坑ス
- 一 宮柱人繰ハ高山要件及ヒ武蔵・后藤ノ処ニ出張ス
- 一 福沢取締ハ午前第四時十五分出勤ス
- 一 坑所巡視尚繰込ヲナス
- 一 田中太三郎病氣ニ付当抵全快ノ見積リ無之二付キ事務所ヘ五十銭ノ借用アルモ事む長入江外員ニモ相談ナシ其儘解雇致タリ
- 一 野中取締忠限坑出張ノ処本日午前九時帰坑致ス全時坑所巡視異事ナシ[㊦]

八月十九日

- 一 栗崎・武井・瓜生ノ各小頭ハ午前第五時二十分出勤ス
- 一 平野函繰ハ午前第五時入坑ス
- 一 福沢文取締ハ午前第二時十五分出勤坑所巡視尚繰込ヲナス
- 一 野中^(列)午前第六時出勤ナス
- 右[㊦]

八月二十日

- 一 栗崎・武井・瓜生ノ各小頭ハ第五時三十分出勤入坑ス
- 一 平野函繰ハ午前第五時出勤ス
- 一 福沢取締ハ午前第二時出勤坑所ヲ巡リ尚繰込ヲナス
- 一 野中取締ハ午前第五時三十分出勤ス
- 一 野中取締十九日午后八時坑所巡視ナス
- 一 本日ノ捲始時間午前五時三十分
- 一 宮柱人繰出張之十九日午后六時帰坑ス
- 一 宮柱人繰午前第六時三十分出勤ス
- 一 小川常吉ナル坑夫午后式時四十分頃坑内就業中四肩左三尺ニ於テ突然硬落罹リ背部足部負傷致シタリ
- 右[㊦]

八月廿一日

- 一 栗崎・瓜生・武井ノ各小頭ハ午前第五時廿分ニ出勤全五時卅分入坑

- 一 宮柱人繰第四時拾五分ニ出勤ナシ繰込ナス
- 一 平野函繰ハ午前五時ニ入坑ナス也
- 一 福沢取締ハ村ニ死人為メ欠勤ナス
- 一 本日捲初メハ午前五時十分ナリ

右㊤

八月二十二日

- 一 栗崎・武井・瓜生ノ各小頭ハ五時式十分出勤五時五十分入坑
- 一 平野函繰ハ五時式十分出勤ス
- 一 宮柱人繰ハ午前第三時出勤ス
- 一 福沢取締ハ午前第五時出勤ス
- 一 本日捲始メ時間五時三十分
- 一 坑夫佐々木鹿之助・仝人妻ウメ・小原焉三郎・中島ツネ右四人志願ス

- 一 水夫中川梅吉ナル者都合ニ依リ解雇ヲ申渡シタル末様々ト苦情ヲ申立テ高島職長ヲ刀傷セシ^(刃)ハ悪口ナスニ依リ其由瓜生氏聞止メラ^(符)レ本日中納屋取片ケ引出セトノ命ニ依リ直チニ出張種々口論ヲナシ午后十一時頃納ヤ^(付)お以立テタリ其後高し満宅へ切入ラントスル模様相見セ為メニ二時余夜警ナシ二時頃退坑ス

右㊤

八月二十三日

- 一 栗崎・武井ノ小頭ハ午前第六時出勤入坑
- 一 平野函繰ハ午前五時三十分出勤ス
- 一 宮柱人繰ハ午前第四時出勤繰込ヲナス
- 一 福沢取締ハ午前第四時三十分出勤抗所巡視ヲナス

捲始メ六時捲切り拾式時式十分㊤

八月二拾四日

- 一 平野函繰ハ午前第四時三十分出勤ス
- 一 栗崎・武井・瓜生各小頭ハ午前五時三十分出勤ス
- 一 福沢取締ハ午前第四時出勤ス
- 一 宮柱人繰ハ午前第四時三十分出勤ス
- 一 捲始時間六時
- 一 野中午后式時帰坑抗所巡視ナス

右㊤

八月二拾五日

- 一 瓜生・武井・栗崎之小頭午前第五時三十分出勤入坑ナス
- 一 平野函繰ハ午前第四時半頃出勤ナス
- 一 福沢取締ハ午前第三時出勤ナス
- 一 宮柱人繰ハ午前第三時出勤ナス
- 一 野中取締午前第六時出勤ス
- 一 捲始メ午前第五時三十分
- 一 福沢取締ハ白神次市郎ニ対スル貸金請求之為南尾炭坑出勤張ヲナス^(イ)午後四時帰坑

右㊤

八月二拾六日

- 一 栗崎・武井・瓜生各小頭ハ午前第五時三十分出勤入坑ス
- 一 平野函繰ハ午前五時四十分出勤ス
- 一 宮柱人繰ハ午前第三時出勤ス
- 一 福沢取締ハ午前第四時出勤ス
- 一 捲始メ時間五時三十分ナリ
- 一 野中取締ハ午前第六時式十分出勤ス

右㊤

八月二十七日

- 宮柱人繰ハ午前第三時出勤ス
- 福沢取締ハ午前第三時出勤ス
- 栗崎・武井・瓜生ノ各小頭ハ午前五時二十分出勤入坑ス
- 平野函繰ハ午前第五時三十分出勤ス
- 捲始メ時間午前第五時三十分ナリ
- 野中取締ハ午前第六時十分出勤ナス
- 野中廿六日午后八時坑所巡視異事ナシ

右⑩ 八月二拾八日

- 瓜生小頭ハ午前第四時三十分出勤ス
- 栗崎・武井ノ両小頭ハ五時十分出勤ス
- 平野函繰ハ五時十分出勤ス
- 宮柱人繰ハ午前第三時出勤ス
- 福沢取締ハ午前第四時三十分出勤ス
- 捲始メ時間午前第五時十五分ナリ
- 野中取締ハ午前第五時四十分出勤ナス
- 野中二拾七日午后九時坑所巡視ナス
- 佐竹米太・渡辺初太郎・妻キク・深田林造・荒巻増太郎・安藤安太郎・全人妻チヨ・加藤彦輔・全人妻ツル・頼金次太郎・内田秀太郎・内田つじ

右拾二人坑夫志願ヲナス⑩

- 綱分松岡広吉ナル者ノ炭函一函分失ナシタルヲ以テ取調ノ届ヲナシタリ

其始末疑議者三郎・芳松・弥作・シマ四人ヲ取調べントスルニ清四郎ナル者中際ニテ是非任セ呉トノ相談ニ依リ双方共呼出シ異論有ル乎否ヤ訊問ノ上異儀ナキヲ以テ中際ノ清四郎ニ任せ以後不服ナキ様

取片付クベシト申渡相済マシタリ

此時七時三十分退坑ス

右⑩

八月廿九日

本日小捲方中止ナリ

- 野中取締午前第五時四十分出勤ナス
- 宮柱午前第五時十分出勤ナス
- 各小頭出勤入坑ナシ
- 福沢取締午前第六時出勤ナス
- 本日ハ旧盆貸金之件ニ付各取締午后七時三十分退坑ス

右⑩ 八月卅日

- 本日ハ旧盆ニ付入坑ナシ
- 各小頭ハ休業ス
- 宮柱人繰午前五時坑所巡視ナス
- 野中午前第五時三十分出勤ス
- 福沢取締ハ午前第六時出勤ナス
- 加藤平次病氣之□依解雇ナス

右⑩ 八月卅一日

- 宮柱人繰午前第四時出勤繰込ナス
- 野中午前第六時十分出勤ナス
- 各小頭午前第六時出勤入坑ナス
- 本日之入坑々夫十八崎ナリ
- 福沢取締午前第六時出勤ナス
- 本日ノ捲始メ午前五時ナリ

右⑩

(以下次号へつづく)